令和4年第9回堺市教育委員会議事録

開 催 日	令和4年8月19日(金)
場所	堺市総合福祉会館 5 階第 3 研修室 A・B
会議種類	定例会
議案・報告	議案第16号 堺市立学校において令和5年度に使用する教科用図書の採択につ いて
	報告第8号 市長からの意見聴取(令和4年度堺市一般会計補正予算 第5号) について
	報告第9号 市長からの意見聴取(工事請負契約の締結)について 報告第10号 市長からの意見聴取(地方公務員法の一部改正に伴う関係条例 の整備等に関する条例)について
	報告第 11 号 市長からの意見聴取(堺市職員の育児休業等に関する条例の一部 を改正する条例)について
教育長職務代理者	河盛幹雄委員
出席委員	宮本功委員 鈴木真由子委員 新谷奈津子委員 長田翼委員
事務局出席者	山寄久樹教育次長 長山秀基教育監中山真裕美教委総務部長 岩井伸司教委総務課長 富岡教職員人事部長 樋口信征教職員企画課長 志波政宏教職員人事課長 竹内新学校教育部長 桑田裕介教育課程課長 梅山真理子支援教育課長 川端一生生徒指導課長 北野学校管理部部理事 飯田繁夫学校施設課長 橋本宏司教育政策課長 楠本奈央子教育政策課企画係長
署名委員	宮本功委員 長田翼委員
開会宣言	午前 10 時
河盛幹雄教育長職 務代理者	これより、令和4年第9回教育委員会を開会します。 本日は定例会です。 本日、教育長が欠席のため、私が教育長職務代理者として、議事の進行を務めます。 傍聴の申し出がありますので、会議規則第15条の規定により、教育長職務代理者において、傍聴を許可します。 次に、教育政策課長から、諸般の報告をします。
橋本宏司教育政策 課長	報告いたします。 本日の会議には教育長が欠席されております。また、事務局におきましては、 案件に関する理事者全員が出席しております。
河盛幹雄教育長職 務代理者	これより、本日の会議を開きます。 本日の議事録署名委員は、会議規則第17条第3項の規定によりまして、 宮本委員、長田委員を指名します。 次に、さきにお配りしました、令和4年第8回教育委員会議事録を承認する ことにご異議ございませんか。 ご異議なしと認めます。 よって、議事録は承認されました。 日程第1 「議案第16号、堺市立学校において令和5年度に使用する教科用 図書の採択について」の議事に入る前にお伝えします。 鈴木委員、新谷委員におかれましては、教科書の著作・編集に関わられたことがあるため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項」の規定に基づき、議案第16号の議事に参与することができませんので、一旦 ご退席いただきます。

【案 件】 日程第1 議案第16号 堺市立学校において令和5年度に使用する教科用図 書の採択について 日程第1「議案第16号 堺市立学校において令和5年度に使用する教科用図 河盛幹雄教育長職 務代理者 書の採択について」を議題とします。 本件につきましては、過日、堺市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会か ら調査報告書を、また高等学校長から高等学校教科用図書選定理由書・高等学 校教科用図書選定一覧を頂いております。 本日は、それらを踏まえて審議します。議事については、校種ごとに採決し たいと考えています。 なお、支援学校及び小中学校の支援学級で使用する教科用図書については、 支援の必要な児童生徒の個人情報にふれる可能性がありますので、秘密会とし て審議したいと思います。 これにご異議ありませんか。 ご異議なしと認めます。 それでは、提案理由の説明を求めます。 【説 明】 「議案第 16 号 堺市立学校において令和 5 年度に使用する教科用図書の採 竹内新学校教育部 択について」をご説明します。 堺市立学校において令和5年度に使用する教科用図書の採択については、堺 長 市教育委員会が行うこととなっており、令和4年5月16日の教育委員会定例 会で可決いただいた採択基本方針に基づき、本市の児童生徒にとって最もふさ わしい教科用図書を採択するため、上程するものです。 なお、堺市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会並びに高等学校長・准校 長が、本市の採択基本方針を踏まえ、教科用図書の調査及び研究を行い、その 内容について、堺市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会においては調査報 告書で、堺市立高等学校においては選定理由書及び選定一覧表でご報告させて いだたいており、それらを参照しながら採択いただくものです。 河盛幹雄教育長職 まず、小学校及び中学校の教科用図書については、義務教育諸学校の教科用 務代理者 図書の無償措置に関する法律第14条及び同法施行令第15条第1項の規定によ り、令和4年度と同一の教科用図書を採択しなければならないことから、議案 書に記載の「令和4年度使用小学校教科用図書一覧表」及び「令和4年度使用 中学校教科用図書一覧表」の教科用図書を採択することにご異議ございません ご異議なしと認めます。 教育委員会として、教科用図書について、教育委員各自の調査研究並びに意 見交換会等を通じ、これまで事前研究を重ねてまいりました。その間、教科用 図書選定委員会から提出された調査報告書についても、各教育委員は十分検討 されたものと考えております。 本日は、それらを踏まえて審議したいと存じます。 それでは、教科用図書選定委員会の報告をお願いします。 竹内新選定委員長 教科用図書採択については、「専門的な研究」「適正・公正な採択の推進」「開 かれた採択の推進」に努めるとともに、児童生徒にとって、最も適切な教科用 図書を採択することが重要です。 令和4年度採択基本方針の1点めにお示ししております「学習指導要領の趣 旨に即し、各教科の目標を達成するとともに、本市の地域性や児童生徒の実態 に応じた最も適切な教科書を採択する」こと、2点めの「知識・技能を確実に 習得させ、思考力、判断力、表現力等を育むといった教科学力とともに、学び の基礎力や社会的実践力を含む総合的な学力を養うために最も効果的な教科 書を採択する」こと、3点めの「教科書の内容の調査研究に当たっては、人権 の観点を尊重するとともに、より広い視野からの意見も踏まえて綿密に行い、 公正かつ適正に教科書を採択する」こと、4点めの「教科書採択を公正かつ適 正に行うために、静ひつな採択環境を確保する」こと、以上4点に基づき、各

まいりました。

教科の目標を達成するための各社の工夫などについて、調査研究に取り組んで

調査研究の経過につきましては、本市児童生徒の保護者、学校の校長や教員等で構成しております選定委員の第1回委員会を5月23日に、続いて6月1日には6名の学校教員や指導主事からなる調査員全体会を開催し、以後、調査員による調査研究を行ってまいりました。

選定委員会では、調査員による調査研究に基づき、市民及び学校・教員の意見反映にも努め、7月5日に第2回選定委員会を開催し、協議しました。

選定委員会での議論を踏まえた調査及び研究の結果は、既に教育委員に対して報告させていただいております。

また、教科書センターでの教科書展示会場で、市民などから提出された意見書は、全部で4通でした。内容につきましては、社会・英語についての意見が出されました。

教科書展示会以降、8月19日現在、各団体、個人からの意見書・要望書等の 提出はございません。

河盛幹雄教育長職 務代理者

ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。 ご質問、ご異議なしと認めます。

続きまして、堺市立堺高等学校について審議いたします。

令和5年度に堺高等学校で使用する教科用図書について説明を求めます。

竹内新学校教育部 長

高等学校につきましては、堺市立高等学校則第7条の2に基づき、使用する 教科用図書を高等学校長及び准校長が選定することとなっております。

高等学校では、教科用図書選定調査会を設置し、調査研究を行い、選定について進めてまいりました。

堺市立堺高等学校長及び准校長から選定調査会における調査研究及び選定 についての経過報告を受けているところでございます。

詳細については、担当課長より説明します。

桑田裕介教育課程 課長

高等学校につきましては、令和4年6月3日に調査員及び保護者を含めた選定調査会の構成員を決定しております。全日制の課程は6月21日・22日、定時制の課程は6月24日に選定調査会を実施しました。

選定調査会では、堺市の採択方針を基に校長及び准校長が定めた選定方針について確認を行った後、各教科科目の調査員から調査結果を説明し、協議を行いました。全日制、定時制とも保護者代表にも入っていただき、開かれた透明性ある選定に努めており、今年度も適正に選定が行われたとの報告を受けております。また、選定調査会には指導主事を同席させ、指導助言を行ったところです。

新規で使用する教科用図書としまして、全日制の課程は8教科28種、定時制の課程は6教科18種となっております。

また、継続使用する教科用図書は、全日制の課程は 76 種、定時制の課程は 40 種となり、新規・継続を合わせて 162 種です。

平成30年3月に高等学校の学習指導要領が告示され、令和4年度入学生からは新しい学習指導要領に基づく教育課程が年次進行で実施されており、令和5年度の新2年生については、新規の教科用図書を採択することとなります。

河盛幹雄教育長職 務代理者

堺高等学校で使用する全ての教科用図書の選定については、校長及び准校長から書面でもって報告を受けております。

それでは、ただいまの説明並びに選定理由書等を踏まえまして、堺市立堺高等学校全日制の課程、定時制の課程で教科用図書として使用するものとして、令和5年度使用教科書選定一覧表に記載のものを採択することにご異議ございませんか。

ご異議なしと認めます。

それでは、改めて確認いたします。

本件のうち、小学校、中学校及び高等学校で使用する教科用図書については、それぞれ採択することにご異議ございませんか。

ご異議なしと認めます。

よって、本件はそれぞれ可決されました。

以上で、小学校、中学校、高等学校の教科用図書の審議を終了し、令和5年

	度に堺市立支援学校及び堺市立小中学校の支援学級で使用する教科用図書の 審議に移ります。
	これより秘密会となりますので、関係者以外の退席を求めます。
	(以降、秘密会での審議、関係者以外 退席)
河盛幹雄教育長職	令和5年度に堺市立支援学校及び堺市立小中学校の支援学級で使用する教科
務代理者	用図書について説明を求めます。
竹内新選定委員長	支援学校及び支援学級において検定教科書以外で使用する教科用図書採択
	につきましては、各学校から使用予定として提出があった図書に対して、調査
	員による調査研究を行い、選定委員会で議論をしました。
	各学校からの使用予定と調査結果等について、梅山選定委員から報告します。
梅山真理子選定委	調査報告書における個人別調査研究結果では、学校から申請された教科用図
員	書が一人ひとりの児童生徒に適切であるかどうかを研究した結果をまとめて
	います。
	全ての教科用図書を調査・研究した結果、これらの教科用図書が適切である
	ことをここにご報告します。
河盛幹雄教育長職	説明が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。
務代理者	それでは、ただいまの審議及び選定委員会からの補足説明並びに堺市立学校
	教科用図書選定委員会からの報告書を踏まえまして、堺市立支援学校及び堺市
	立小中学校の支援学級で使用する教科用図書について、議案書に記載の令和 5
	年度使用支援学校及び支援学級用教科用図書一覧の図書を採択することにご異議ございませんか。
	ご異議なしと認めます。
	よって本件は可決されました。
	以上で、堺市立学校において令和5年度に使用する教科用図書についての審
	議を終了します。
【採決】	可決
	(鈴木真由子委員、新谷奈津子委員 入室)
【案件】	日程第2 報告第8号 市長からの意見聴取(令和4年度堺市一般会計補正
	予算第5号) について
河盛幹雄教育長職	予算第5号) について 次に、日程第2「報告第8号 市長からの意見聴取(令和4年度堺市一般会計
	予算第5号) について
河盛幹雄教育長職	予算第5号) について 次に、日程第2「報告第8号 市長からの意見聴取(令和4年度堺市一般会計 補正予算第5号) について」を議題とします。
河盛幹雄教育長職務代理者	予算第5号) について 次に、日程第2「報告第8号 市長からの意見聴取(令和4年度堺市一般会計 補正予算第5号) について」を議題とします。 提案理由を説明してください。
河盛幹雄教育長職 務代理者 岩井伸司教委総務	予算第5号) について 次に、日程第2「報告第8号 市長からの意見聴取(令和4年度堺市一般会計補正予算第5号) について」を議題とします。 提案理由を説明してください。 報告第8号についてご説明申し上げます。 本件は、令和4年度堺市一般会計補正予算(第5号) について、令和4年第3回市議会(定例会)に上程するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関
河盛幹雄教育長職 務代理者 岩井伸司教委総務	予算第5号) について 次に、日程第2「報告第8号 市長からの意見聴取(令和4年度堺市一般会計補正予算第5号) について」を議題とします。 提案理由を説明してください。 報告第8号についてご説明申し上げます。 本件は、令和4年度堺市一般会計補正予算(第5号) について、令和4年第3回市議会(定例会)に上程するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められたものです。
河盛幹雄教育長職 務代理者 岩井伸司教委総務	予算第5号)について 次に、日程第2「報告第8号 市長からの意見聴取(令和4年度堺市一般会計補正予算第5号)について」を議題とします。 提案理由を説明してください。 報告第8号についてご説明申し上げます。 本件は、令和4年度堺市一般会計補正予算(第5号)について、令和4年第3回市議会(定例会)に上程するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められたものです。 本件は、教育委員会の議決事項ですが、教育委員会の会議を開く暇がなかっ
河盛幹雄教育長職 務代理者 岩井伸司教委総務	予算第5号)について 次に、日程第2「報告第8号 市長からの意見聴取(令和4年度堺市一般会計補正予算第5号)について」を議題とします。 提案理由を説明してください。 報告第8号についてご説明申し上げます。 本件は、令和4年度堺市一般会計補正予算(第5号)について、令和4年第3回市議会(定例会)に上程するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められたものです。 本件は、教育委員会の議決事項ですが、教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項に基づき、令和
河盛幹雄教育長職 務代理者 岩井伸司教委総務	予算第5号)について 次に、日程第2「報告第8号 市長からの意見聴取(令和4年度堺市一般会計補正予算第5号)について」を議題とします。 提案理由を説明してください。 報告第8号についてご説明申し上げます。 本件は、令和4年度堺市一般会計補正予算(第5号)について、令和4年第3回市議会(定例会)に上程するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められたものです。 本件は、教育委員会の議決事項ですが、教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項に基づき、令和4年8月9日に教育長において臨時に代理しましたので報告し、承認を求める
河盛幹雄教育長職 務代理者 岩井伸司教委総務	予算第5号)について 次に、日程第2「報告第8号 市長からの意見聴取(令和4年度堺市一般会計補正予算第5号)について」を議題とします。 提案理由を説明してください。 報告第8号についてご説明申し上げます。 本件は、令和4年度堺市一般会計補正予算(第5号)について、令和4年第3回市議会(定例会)に上程するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められたものです。 本件は、教育委員会の議決事項ですが、教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項に基づき、令和4年8月9日に教育長において臨時に代理しましたので報告し、承認を求めるものです。
河盛幹雄教育長職 務代理者 岩井伸司教委総務	予算第5号)について 次に、日程第2「報告第8号 市長からの意見聴取(令和4年度堺市一般会計補正予算第5号)について」を議題とします。 提案理由を説明してください。 報告第8号についてご説明申し上げます。 本件は、令和4年度堺市一般会計補正予算(第5号)について、令和4年第3回市議会(定例会)に上程するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められたものです。 本件は、教育委員会の議決事項ですが、教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項に基づき、令和4年8月9日に教育長において臨時に代理しましたので報告し、承認を求めるものです。 報告第8号の2ページをご覧ください
河盛幹雄教育長職 務代理者 岩井伸司教委総務	予算第5号)について 次に、日程第2「報告第8号 市長からの意見聴取(令和4年度堺市一般会計補正予算第5号)について」を議題とします。 提案理由を説明してください。 報告第8号についてご説明申し上げます。 本件は、令和4年度堺市一般会計補正予算(第5号)について、令和4年第3回市議会(定例会)に上程するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められたものです。 本件は、教育委員会の議決事項ですが、教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項に基づき、令和4年8月9日に教育長において臨時に代理しましたので報告し、承認を求めるものです。
河盛幹雄教育長職 務代理者 岩井伸司教委総務	予算第5号)について 次に、日程第2「報告第8号 市長からの意見聴取(令和4年度堺市一般会計補正予算第5号)について」を議題とします。 提案理由を説明してください。 報告第8号についてご説明申し上げます。 本件は、令和4年度堺市一般会計補正予算(第5号)について、令和4年第3回市議会(定例会)に上程するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められたものです。 本件は、教育委員会の議決事項ですが、教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項に基づき、令和4年8月9日に教育長において臨時に代理しましたので報告し、承認を求めるものです。 報告第8号の2ページをご覧ください 第1表、歳出予算補正でございます。
河盛幹雄教育長職 務代理者 岩井伸司教委総務	予算第5号)について 次に、日程第2「報告第8号 市長からの意見聴取(令和4年度堺市一般会計補正予算第5号)について」を議題とします。 提案理由を説明してください。 報告第8号についてご説明申し上げます。 本件は、令和4年度堺市一般会計補正予算(第5号)について、令和4年第3回市議会(定例会)に上程するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められたものです。 本件は、教育委員会の議決事項ですが、教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項に基づき、令和4年8月9日に教育長において臨時に代理しましたので報告し、承認を求めるものです。 報告第8号の2ページをご覧ください 第1表、歳出予算補正でございます。 教育委員会が所管する現計予算に係る歳出予算の補正額は、1,195万6千円
河盛幹雄教育長職 務代理者 岩井伸司教委総務	予算第5号)について 次に、日程第2「報告第8号 市長からの意見聴取(令和4年度堺市一般会計補正予算第5号)について」を議題とします。 提案理由を説明してください。 報告第8号についてご説明申し上げます。 本件は、令和4年度堺市一般会計補正予算(第5号)について、令和4年第3回市議会(定例会)に上程するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められたものです。 本件は、教育委員会の議決事項ですが、教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項に基づき、令和4年8月9日に教育長において臨時に代理しましたので報告し、承認を求めるものです。 報告第8号の2ページをご覧ください 第1表、歳出予算補正でございます。 教育委員会が所管する現計予算に係る歳出予算の補正額は、1,195万6千円の増額となっております。 次に、第3表、債務負担行為補正をご覧ください。 債務負担行為とは、翌年度以降の事業実施に際し、本年度中に準備行為を行
河盛幹雄教育長職 務代理者 岩井伸司教委総務	予算第5号)について 次に、日程第2「報告第8号 市長からの意見聴取(令和4年度堺市一般会計補正予算第5号)について」を議題とします。 提案理由を説明してください。 報告第8号についてご説明申し上げます。 本件は、令和4年度堺市一般会計補正予算(第5号)について、令和4年第3回市議会(定例会)に上程するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められたものです。 本件は、教育委員会の議決事項ですが、教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項に基づき、令和4年8月9日に教育長において臨時に代理しましたので報告し、承認を求めるものです。 報告第8号の2ページをご覧ください第1表、歳出予算補正でございます。 教育委員会が所管する現計予算に係る歳出予算の補正額は、1,195万6千円の増額となっております。 次に、第3表、債務負担行為補正をご覧ください。 債務負担行為とは、翌年度以降の事業実施に際し、本年度中に準備行為を行う必要がある場合などにおいて予算化を行うものであり、今回は6事業を計上
河盛幹雄教育長職 務代理者 岩井伸司教委総務	予算第5号)について 次に、日程第2「報告第8号 市長からの意見聴取(令和4年度堺市一般会計補正予算第5号)について」を議題とします。 提案理由を説明してください。 報告第8号についてご説明申し上げます。 本件は、令和4年度堺市一般会計補正予算(第5号)について、令和4年第3回市議会(定例会)に上程するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められたものです。 本件は、教育委員会の議決事項ですが、教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項に基づき、令和4年8月9日に教育長において臨時に代理しましたので報告し、承認を求めるものです。 報告第8号の2ページをご覧ください第1表、歳出予算補正でございます。 教育委員会が所管する現計予算に係る歳出予算の補正額は、1,195万6千円の増額となっております。 次に、第3表、債務負担行為補正をご覧ください。 債務負担行為とは、翌年度以降の事業実施に際し、本年度中に準備行為を行う必要がある場合などにおいて予算化を行うものであり、今回は6事業を計上する予定となっています。
河盛幹雄教育長職 務代理者 岩井伸司教委総務	予算第5号)について 次に、日程第2「報告第8号 市長からの意見聴取(令和4年度堺市一般会計 補正予算第5号)について」を議題とします。 提案理由を説明してください。 報告第8号についてご説明申し上げます。 本件は、令和4年度堺市一般会計補正予算(第5号)について、令和4年第 3回市議会(定例会)に上程するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められたものです。 本件は、教育委員会の議決事項ですが、教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項に基づき、令和4年8月9日に教育長において臨時に代理しましたので報告し、承認を求めるものです。 報告第8号の2ページをご覧ください 第1表、歳出予算補正でございます。 教育委員会が所管する現計予算に係る歳出予算の補正額は、1,195万6千円の増額となっております。 次に、第3表、債務負担行為補正をご覧ください。 債務負担行為とは、翌年度以降の事業実施に際し、本年度中に準備行為を行う必要がある場合などにおいて予算化を行うものであり、今回は6事業を計上する予定となっています。 それでは、資料の1ページをご覧ください。
河盛幹雄教育長職 務代理者 岩井伸司教委総務	予算第5号)について 次に、日程第2「報告第8号 市長からの意見聴取(令和4年度堺市一般会計補正予算第5号)について」を議題とします。 提案理由を説明してください。 報告第8号についてご説明申し上げます。 本件は、令和4年度堺市一般会計補正予算(第5号)について、令和4年第3回市議会(定例会)に上程するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められたものです。 本件は、教育委員会の議決事項ですが、教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項に基づき、令和4年8月9日に教育長において臨時に代理しましたので報告し、承認を求めるものです。 報告第8号の2ページをご覧ください第1表、歳出予算補正でございます。 教育委員会が所管する現計予算に係る歳出予算の補正額は、1,195万6千円の増額となっております。 次に、第3表、債務負担行為補正をご覧ください。 債務負担行為とは、翌年度以降の事業実施に際し、本年度中に準備行為を行う必要がある場合などにおいて予算化を行うものであり、今回は6事業を計上する予定となっています。

について、730 万円を増額します。こちらは、オンライン学習の充実を図るため、児童生徒用パソコンが学校に導入されている中、それをより活用していくため、オンライン学習用機材としてビデオカメラを調達するものです。

次に、ソフィア堺プラネタリウムに係るキャッシュレス決済の導入として、教育文化センター管理業務について、331万2千円を増額します。こちらは、キャッシュレス決済の導入が年々拡大している中、施設利用者へのサービス水準を高め、より手軽に施設を利用できる環境構築を進めるため、また、会計時の接触回避を行うことによる新型コロナウイルス感染防止対策として、プラネタリウムの鑑賞に係る券売機をキャッシュレス決済対応の券売機に入れ替えるものです。

続きまして、就学時健康診断における派遣労働者の追加配置として、学校保健衛生事業について、134万4千円を増額します。こちらは、就学時健康診断における新型コロナウイルス感染症への対策として、来校者の検温・健康チェック表の確認や、検診会場が密にならないよう進行管理を含めた誘導等を行うため、昨年度に引き続き人材派遣労働者の追加配置を行うものです。

2点めからは、債務負担行為の補正に関するものです。

まず、英語教育推進事業として1億6,700万円です。

こちらは、英語によるコミュニケーション能力を高めることが学習指導要領の目標で示されており、小学校3年生から6年生、中学校全学年にネイティブスピーカーを派遣し、生きた英語に触れ合う中で、英語によるコミュニケーション能力を高めることを目的として事業を進めているものです。

各学校へのネイティブスピーカーについては、令和5年4月からの配置とするため、その契約に係る準備行為として債務予算を計上するものです。

続きまして、学校園産業廃棄物収集運搬処理事業として 2,600 万円です。

こちらは、各学校園における廃プラスチックの収集運搬業務・処分業務を引き続き令和5年度より行うものでございまして、その契約に係る準備行為として債務予算を計上するものです。

次に、小学校給食運営事業として8億2,500万円です。

こちらは、給食調理業務委託の令和4年度末での契約期間満了に伴い、引き続き令和5年度の4月から学校給食を実施するため、その契約に係る準備行為として債務予算を計上するものでございます。

次に、中学校給食運営事業として 3,200 万円です。

こちらは、中学校給食における給食予約システムの委託業務の令和4年度末での契約期間満了に伴い、引き続き令和5年度についてもシステム委託の運用を行うため、その契約に係る準備行為として債務予算を計上するものです。

続きまして、特別支援学校管理運営事業として1億1,100万円です。

こちらは、支援学校における利用児童数の増加に伴い、その対応としまして バスの増便が必要な状況となっており、児童生徒の円滑な通学と安全確保のため、令和5年度からの通学で利用するバスの増便について債務予算を計上する ものです。

最後でございます。放課後子ども支援事業として、121 億 2,300 万円でございます。

こちらは、放課後児童対策事業、放課後子ども総合プラン事業、放課後ルーム事業の3項めについて、それぞれ令和5年4月から引き続き事業が実施できるよう、年内に事業者の選定を行うため、債務予算を計上するものです。

河盛幹雄教育長職 務代理者

説明が終わりました。

本件について、ご意見、ご質問はありませんか。

ご意見、ご質問なしと認めます。

これより本件を採決します。

本件については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり承認されました。

【採 決】

承認

【案 件】	日程第3 報告第9号 市長からの意見聴取(工事請負契約の締結)について
河盛幹雄教育長職 務代理者	次に、日程第3 報告第9号 市長からの意見聴取(工事請負契約の締結) について」を議題とします。 提案理由を説明してください。
飯田繁夫学校施設 課長	報告第9号「市長からの意見聴取(工事請負契約の締結)」につきましては、 令和4年第3回市議会(定例会)に提案するに当たり、地方教育行政の組織及 び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められたもので す。
	なお、本件は教育委員会の議決事項でありますが、教育委員会の会議を開く 暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規 定により、令和4年8月2日に教育長において臨時に代理しましたので、報告 するものです。
	本件は、浜寺小学校校舎改築工事の契約締結に関するものであり、既存校舎棟の老朽化に対応するため、校舎の改築を行うものです。 資料2ページの「工事請負契約の締結について」をご覧ください。
	工事概要につきましては、鉄筋コンクリート造地上4階建ての校舎棟の改築、鉄骨造平屋建ての渡り廊下新築、仮設校舎の新築及び撤去、鉄筋コンクリート造地上3階建ての校舎棟の解体、附属建物、既設改修、屋外附帯及び昇降機設備の工事を行うものです。
	一般競争入札を行いました結果、堺土建・藤木組建設工事共同企業体を落札者と決定し、令和4年7月27日に、22億2,200万円の仮契約を締結したものです。 なお、入札の概要等につきましては、3ページに記載のとおりです。
河盛幹雄教育長職 務代理者	説明が終わりました。 本件について、ご意見、ご質問はありませんか。
鈴木真由子委員	児童が学校生活を営んでいる中での改築工事ということになりますので、くれぐれも安全管理の面につきましては、最大限の注意を払って、工事を進めていただくよう切に希望しておりますので、その点、よろしくお願いしたいと思います。
飯田繁夫学校施設課長	児童の安全を第一優先に考えて、工事を進めてまいります。
河盛幹雄教育長職 務代理者	ほかにご意見、ご質問ございませんか。 それでは、これより本件を採決します。 本件については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。 ご異議なしと認めます。 よって、本件は原案のとおり承認されました。
【採 決】	承認
【案 件】	日程第4 報告第10号 市長からの意見聴取(地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備等に関する条例について
河盛幹雄教育長職 務代理者	次に、日程第4「報告第10号、市長からの意見聴取(地方公務員法の一部改 正に伴う関係条例の整備等に関する条例について」を議題とします。 提案理由を説明してください。
樋口信征教職員企 画課長	報告第 10 号、地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備等に関する条例に対する市長からの意見聴取についてご説明します。 本件は、教育委員会の議決事項でありますが、教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第 4 条第 1 項の規定により、令和 4 年 8 月 16 日に教育長において臨時に代理しましたので、報告し、承認を求めるものです。
	本条例は、複数の条例に関しまして改廃を行うものです。 条例制定の趣旨、内容としましては、地方公務員法の一部改正を踏まえ、令和5年4月1日から職員の定年を60歳から65歳まで段階的に引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制や、職員が引き上げ後

7	
	の定年に達する前に退職して短時間勤務で働くことのできる定年前再任用短
	時間勤務制等を設けることとし、関係する条例につきまして所要の改正等を行
	うものです。
	本条例は、令和5年4月1日から施行するものです。
河盛幹雄教育長職	説明が終わりました。
務代理者	本件について、ご意見、ご質問はありませんか。
	ご意見、ご質問なしと認めます。
	これより本件を採決いたします。
	本件については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
	ご異議なしと認めます。
	本件は原案のとおり承認されました。
【採決】	承認
【案件】	日程第5 報告第11号 市長からの意見聴取(堺市職員の育児休業等に関す
【杀 件】	
\(\times\\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\	る条例の一部を改正する条例)について
河盛幹雄教育長職	次に、日程第5 「報告第11号、市長からの意見聴取(堺市職員の育児休業
務代理者	等に関する条例の一部を改正する条例)について」を議題とします。
	提案理由を説明してください。
志波政宏教職員人	報告第 11 号、堺市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例に
事課長	対する市長からの意見聴取についてご説明します。
	本件は、教育委員会の議決事項ではありますが、教育委員会の会議を開く暇
	がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定
	により、令和4年8月16日に教育長において臨時に代理しましたので、報告
	し、承認を求めるものです。
	本条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正及び国家公務員
	に係る妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置を踏まえたも
	のであり、主な内容としましては、職員の再度の育児休業の取得要件や、非常
	勤職員の育児休業の取得要件の緩和を行うものです。また、さきに説明のあり
	ました職員の定年引上げに関係する条例の改正に伴い、育児休業をすることが
	できない職員の範囲等について見直しを行うこととし、所要の改正等を行うも
	のです。
	なお、職員の再度の育児休業の取得要件や非常勤職員の育児休業の要件の緩
	和については、令和4年10月1日から施行、職員の定年引上げに係る育児休
	業をすることができない職員の範囲等についての見直しについては、令和5年
	4月1日から施行するものです。
河盛幹雄教育長職	説明が終わりました。
務代理者	本件について、ご意見、ご質問はありませんか。
鈴木真由子委員	報告第10号及び第11号で、二つの改正についてのご提案がありましたけれ
如小芸田 1 女貝	ども、施行期日に半年ずれがあるのはなぜなのか教えてください。
志波政宏教職員人	それぞれの改正に基づく法律の施行期日が違うところとなっていまして、特
	に定年引上げに関する法律の施行が来年の4月1日になっていますので、条例
事課長	
	も令和5年4月1日から施行です。育児休業につきましては法律の施行が本年
	10月1日からということになっていますので、条例も10月1日施行というこ
	とです。
河盛幹雄教育長職	ほかにご意見、ご質問ございませんか。
務代理者	それでは、これより本件を採決します。
	本件については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
	ご異議なしと認めます。
	よって、本件は原案のとおり承認されました。
【採 決】	承認
【案件】	その他報告① 本市いじめ重大事態調査結果報告書の公表のあり方について
河盛幹雄教育長職	最後に、その他報告①「本市いじめ重大事態調査結果報告書の公表のあり方
務代理者	について」、報告します。
	4

T.	
	詳細は、担当課長より説明します。
川端一生生徒指導	その他報告①「本市いじめ重大事態調査結果報告書の公表のあり方につい
課長	て」ご説明します。
	本件は、いじめの再発防止という、いじめ重大事態調査結果報告書を公表す
	る意義を十分に踏まえた、公表に係る考え方や手続き(手順)を整理し、案と
	して取りまとめましたので、ご報告するものです。
	内容としましては、いじめ重大事態調査結果報告書の公開・非公開にかかる
	基本的な考え方について、資料1と、いじめの重大事態答申後から公表までの
	動き(手順)、資料2についての2案です。
	まず、いじめ重大事態調査結果報告書の公開・非公開にかかる基本的な考え
	方についてご説明します。
	概要ですが、公開・非公開に係る基本的な考え方を整理・可視化し、事案に
	よる対応差が生じないように事務手続の統一化を図るものです。
	構成は、基本的な取組姿勢を示した「はじめに」、原則的な取り扱いを整理
	した「原則」、特別な配慮を要する事象の例外的な取扱いを整理した「特段の
	配慮を要する場合」、被害児童生徒や保護者の意向への対応について整理した
	「附則」としております。
	具体的には、「はじめに」では、いじめの実態とその対応を市民と共有する
	という考えの下、いじめの再発防止という公表の意義を十分に踏まえ、積極的
	に公開していく姿勢を示しております。
	「原則」では、報告書は原則公表すること、原則として非公開とすべき個人
	情報の範囲を一般の方が見て、個人を特定、類推できる情報であるかどうかな
	と、ルールを明確化しました。
	「特段の配慮を要する場合」では、性被害など、その内容や性質から関係児 童生徒に大きな心理的影響を及ぼす内容である場合には、「原則」の考え方で
	単生促に入さな心理的影響を及ばり内容である場合には、「原則」の考え方で 判断した非公開箇所に加え、当該学校の児童生徒が見ても特定される可能性の
	刊刷した非公開園所に加え、自該子校の允重生徒が見ても特定される可能性の ある箇所についても公開・非公開を判断することとしました。
	める歯別についても公開・非公開を刊刷りることとしました。 「附則」では、被害児童生徒や保護者が異なる意向を示した際の対応につい
	で整理しました。
	くませしょした。 続きまして、資料 2、いじめの重大事態、答申後~公表までの動き(手順)
	について、概要を説明します。
	教育委員会事務局内での報告書の答申後から公表までの作業手順を整理・可
	視化し、事案による対応差や事務ミスが生じないよう事務手続の統一化を図る
	こととしました。また、被害児童生徒・保護者と見解の相違とならないような
	手続を追加し、さらに被害児童生徒・保護者、加害児童生徒及び保護者への説
	明時には記録を残すことを明記しております。
	構成ですが、被害児童生徒や保護者に寄り添った丁寧な説明を行うことを示
	した「はじめに」以下、被害児童生徒・保護者への今後の流れを含めた説明、
	教育委員会事務局内の公開・非公開箇所特定作業など、公表に至るまでの作業
	手順を具体的に示したものとなっております。
	今後の予定としましては、8月中に本案を確定し、運用開始をしていきたい
	と考えております
河盛幹雄教育長職	説明が終わりました。
務代理者	本件について、ご質問、ご意見はありませんか。
鈴木真由子委員	この報告書の公開の仕方というのは、現状では紙媒体で開示しているのか、
	PDF のような形で電子データとして公表しているのか、どちらでしょうか。
川端一生生徒指導	PDF でホームページに掲載しています。
課長	
鈴木真由子委員	他の自治体で、マスキングをするときに、PDF 変換時に誤作動があって、一
	般の市民の方がマスキングを外せてしまう設定になっていたということがつ
	い最近、ニュースに流れておりました。くれぐれも、何のためにマスキングし
	たのか分からなくなってしまいますし、いじめに関しては精神的なダメージが
	取り返しのつかない状況になってしまうかもしれませんので、その点について

	は、電子データを公開する際の細心の注意をぜひ払っていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。
閉会宣言	年前 10 時 45 分
河盛幹雄教育長職 務代理者	ほかにご意見、ご質問ございませんか。 以上で、本定例会に付議されました案件は全て議了しました。
337 47-1	これをもって、令和4年第9回教育委員会を閉会します。